

林産物の出荷制限及び自粛等の状況

令和6年12月25日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	※きそてつ (ごごみ) ※解除	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木むきたけ	野生きのこ	原木なめこ	備考 (制限or自粛)
白石市	●24.1.16				●H24.5.1 ※27.4.24解除							制1
角田市	●24.1.16 ※H30.4.24(1名)解除											制1 一部解除1
蔵王町	●24.3.15 ※R5.8.18(1名)解除											制1 一部解除1
七ヶ宿町	●24.5.10 ※H29.7.11(1名)解除 ※H29.11.28(2名)解除 ※H29.12.14(1名)解除 ※H30.4.27(1名)解除 ※R1.8.8(1名)解除 ※R2.2.17(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5 ※H30.4.24(1名)解除									●28.9.12		制2 一部解除1
川崎町	●24.5.7 ※H28.12.22(1名)解除									○06.10.30		制1 一部解除1
丸森町	●24.3.8 ※H31.2.14(1名)解除				●24.5.1 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町、旧小斎村解除 ※30.11.28 旧重甫村、旧大内村解除 ※R4.3.30 旧金山町、旧縮矢間村、 旧大巻村(非破壊検査)解除		●24.5.11 ※02.4.15 栽培ものに 限る解除					制3 一部解除3
仙台市	●24.4.27 ※H27.2.18(2名)解除 ※H27.7.21(3名)解除 ※H28.1.8(2名)解除 ※R1.10.1(1名)解除 ※R2.3.5(1名)解除 ※R4.1.21(1名)解除 ※R4.6.23(1名)解除 ※R4.12.23(1名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27 ※H30.1.8(1名)解除 ※R3.1.9(1名)解除											制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※H27.2.18(1名)			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※H29.3.31(1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1、自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※H27.4.10(1名)解除 ※H27.9.28(1名)解除 ※H28.9.27(1名)解除 ※H30.2.13(1名)解除 ※R4.12.1(1名)解除 ※R6.5.20(1名)解除		●24.4.27 ※H27.6.23 (前項) H29.5.23(野 生)解除	●24.5.9	●28.6.7 旧三本木町に 限る ※30.10.25解除	●26.4.25 ※4.2.9解除	●24.5.17	●30.5.28		●24.10.18 ※05.10.10野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけ (非破壊検査)解除 ※06.12.25 野生きのこのうち、くりたけ(全量検査)解除		制5 一部解除3
加美町	●24.4.27 ※H27.9.11(2名)解除 ※H28.9.17(1名)解除 ※H28.12.19(1名)解除 ※H29.4.6(1名)解除 ※H29.8.8(1名)解除 ※H30.1.12(1名)解除 ※R2.1.10(1名)解除		●24.5.2 ※27.5.25解除					●30.5.28				制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※H29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※H28.1.25(1名)解除 ※H28.6.2(1名)解除 ※H28.9.27(1名)解除 ※H30.9.10(1名)解除 ※R1.12.16(1名)解除 ※R3.12.16(1名)解除 ※R4.7.1(1名)解除 ※R5.1.16(1名)解除 ※R5.11.21(1名)解除 ※R6.12.20(1名)解除		●24.4.27 ※30.11.13 解除	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧築館町、旧高清水町、 旧瀬峰町、旧志波姫町解除 ※29.10.11 旧若柳町解除 ※31.2.14 旧一迫町解除 ※R5.3.8 旧栗駒町、旧鶯沢町、旧金成町、 旧花山村における定められた区域において解除	●26.4.25 ※R5.2.17 旧築館町、旧栗駒町、 旧高清水町、旧一迫町、 旧瀬峰町、旧金成町、 旧志波姫町		○23.11.16 ※28.2.2(1名)解除 ※30.1.19(1名)解除 ※1.12.10(1名)解除 ※1.12.17(1名)解除 ※3.12.15(1名)解除 ※5.11.21(1名)解除	●24.10.18 ※05.10.10野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけ (非破壊検査)解除 ※06.12.25 野生きのこのうち、くりたけ(全量検査)解除		制5、自1 一部解除6	
石巻市	●24.4.19 ※R2.7.13(1名)解除											制1 一部解除1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※H26.8.26(2名)解除 ※H27.2.13(2名)解除 ※H28.4.22(1名)解除			●24.5.7						●04.2.9		制3 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※H27.8.25(1名)解除		●24.5.9 ※29.7.24 解除	●24.5.11		●26.4.25 ※30.8.6解除	●24.5.11			●02.12.25 ※03.9.10野生マツタケ (非破壊検査)解除	○24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除 ※30.11.27 (3名)解除 ※1.12.18 (1名)解除	制4、自1 一部解除3
南三陸町	●24.4.11 ※H27.7.17(1名)解除 ※H27.12.25(1名)解除 ※H29.1.6(1名)解除			●24.5.9						●02.12.25		制3 一部解除1
出荷制限計	21	0	0	7	2	1	3	2	0	7	0	制4.3
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	自4

凡 例 ●出荷制限指示の月日○出荷自粛要請の月日※出荷制限解除の月日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計63名

解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名

解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計6名

解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計5名

*「出荷自粛」と「出荷制限」

・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。

・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷制限指示される。

注「原木しいたけ(露地) (施設)、原木むきたけ、原木なめこの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されることが確認できた特定の生産者に対する限定解除」であり、()内の人数は、解除日より新たに出荷再開できることになった人数である。